

2009.09.10 平成 21 年第 3 回定例会（第 4 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） 次、3 款、民生費、94 ページより 135 ページまで。

4 款、衛生費、134 ページより 159 ページまで。

○5 番（吉田忠雄君） 衛生費の、これは項で言うたら清掃費のところなんですけれども、その目の塵芥処理費の区分の委託料というところに、ページで言うたら 155 ページなんですけれども、ごみ焼却炉等長期運営管理委託料、決算額では 6 億 6,552 万 1,468 円というふうになっているわけなんですけれども、日立造船等の平成 20 年度の業務委託料というのは、予算額では 6 億 5,620 万 8,000 円ということになっているわけで、差額が 931 万ほど予算オーバーというか、差額が 931 万ほどになるわけなんですけれども、この差は何によるものなのか、それをお聞きしたいと思います。推測では、昨年、灯油代なんかが上がっていましたので、物価の変動もあるかなというふうに思うわけなんですけれども、これは、環境部長、お願いします。

○環境部長（杉本雅泰君） 吉田議員のご質問にお答えいたします。いまご指摘いただきましたように、灯油の値上げもこの中に入っておりますが、契約の中で精算項目というものを決めておまして、この中で、今回は灯油と、それから、ごみの処理量の差額の 2 点につきましての精算でございます。内容につきましては、灯油代が当初の設定しております金額に対しまして、春から冬にかけてかなり高騰いたしておまして、設定金額、基準金額が 1 リットル当たり 65.25 円で設定しておりましたものが、4 月の 79 円から始まりまして、一番高い 9 月で 114 円まで値上がりをしておりました。その後、沈静化をしましてまいりまして、最終的に灯油の差額としての支払いといたしまして 1,054 万 8,220 円につきまして精算をいたしております。

もう一つ、ごみの処理量につきましては 2 万トンを基準といたしております。ただ、20 年度は契約の開始が 1 カ月おくれておりますので、20 年の 4 月から翌年の 3 月までの 11 カ月のごみ量の精算でございました。ごみ量の精算といたしましては、処理量が基準が 1 万 8,400 トンに対しまして 1 万 6,962 トンということでございます。これの差し引きといたしまして 167 万 8,250 円、これは市のほうへ戻ってまいりました。この差し引きに消費税をプラスいたしまして 931 万 3,468 円の精算をさせていただいております。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 7 款、土木費、176 ページより 197 ページまで。

8 款、消防費、196 ページより 205 ページまで。

9 款、教育費、204 ページより 247 ページまで。

10 款、災害復旧費、248 ページより 249 ページまで。

11 款、公債費、250 ページより 251 ページまで。

12 款、諸支出金、250 ページより 253 ページまで。

13 款、予備費、252 ページより 253 ページまで。

14 款、前年度繰上充用金、252 ページより 253 ページまで。

認第 2 号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

認第 3 号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

認第 4 号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5 番（吉田忠雄君） 認第 4 号なんですけれども、28 ページから 29 ページの特定健康診査等事業費なんですけれども、予算額に対して支出済み額を見ますと、非常に金額に差があるわけなんですけれども、この特定健康診査、いわゆる平成 20 年度から始まったメタボ対策、こういうふうに言われているわけなんですけれども、これは実施率、受けられた人数なんですけれども、非常に悪かったというふうに数字を見て推測できるわけなんですけれども、この特定健康診査については年度ごとに目標値も決められているわけなんですけれども、平成 20 年度はたしか受診率が 25% というふうに思うわけなんですけれども、これは市民部長にお聞きしたいんですけれども、特定健診の対象者人数何名、そして受診された人数何名と、受診率何%、まずこれをお聞きしたいんですけれども。

○市民部長（笹谷清治君） 吉田議員のご質問にお答えいたします。いまご質問ありましたように、成人病健診につきましては、平成 20 年度が開始となりました。この目的につきましては、医療費の抑制と成人病の予防ということで 20 年度から開始されたわけであり、実際の対象者の人数でございますが 1 万 1,820 人でございます。それで、実際に受けられた方、今年の 3 月分まででございますが 1,435 人でございます。受診率は 12.1%。議員ご指摘のように、確かに初年度で 25% という目標値だったわけですが、市のほうのいわゆる啓発等々の問題もございまして、受診率がこの 12.1% にとどまっておるといふ状況でございます。

○5 番（吉田忠雄君） 今年度は、平成 21 年度ですけれども、今年度の受診率の目標はたしか 35% というふうに思うわけなんですけれども、今年度 35% というのは大変な数字だと思ふんですけれども、この受診率を上げるための対策というのは、何か考えておられるかどうかお尋ねします。

○市民部長（笹谷清治君） いま議員のほうからご指摘のありますように、この対策につきましては、納付書の発行をする際に、この受診の促進のチラシを入れましたり、あるいはまた、桜井市の医師会等々も協力体制を得まして、診察に来られたときに、これを受け

るようなというような指導も含めてやってもらおうということも考えておりますし、また、こちらのほうの体制も整いまして、いろんな会合がございましたら、そこへ出向いていて、少し時間をいただいて、この特定健診を受けていただくような啓発もやっていきたいなと思っております。確かに目標値は非常に高いわけでありますが、それに近づくように精いっぱい努力したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（吉田忠雄君） この特定健診のこの前なんですけれども、いわゆる従来の基本健康診査というのがあったわけなんですけれども、これは、患者さんが医療機関に行かれて、そのときにお医者さんが今日ついでに健診受けられますかということで患者に受けるかどうか確認して、その上で健診を受けられたわけなんですけれども、この特定健診というのは、受診券、自宅へ送られてくるわけなんですけれども、私もいまこれを質問しながら、受診券どこになおしたかなと思うぐらいなんですけれども。この受診券を医療機関へ持っていかなければ、受けることができないということで、これはよっぽど意識しなかったら、受診券を持っていかれないと思うわけですね。恐らくこの20年度の特定健診率というのは、先ほどお答えいただきましたけれども、受診率は12.1%というふうにお聞きしたんですけれども、これは従来の基本健康診査のときよりも受診率が恐らく下がっているというふうに思われるわけなんですけれども、やはり、この市民の健康を守っていく上でも、予防というのが大事ですし、それがまた国保の医療費総額全体を少しでも少なくすることにもつながってくると思うんですけれども。この基本健康診査のときのように、受診券がなくても医療機関が受けるか受けないか確認でいけるように、ぜひもとに戻すというか、改善をお願いしたいなと思うわけなんですけれども、この点お聞きしまして、終わります。

○市民部長（笹谷清治君） 確かに受診券というものをこちらのほうから送付いたしまして、この健診を受けていただくという制度になっております。これは、国民健康保険という制度の中での枠組みで決まっておりますことですから、実際の話、行ってすぐにいけるような状況に、制度の改正も含めて検討はしたいと思っておりますが、すぐには無理な状況に現在のところありますので、ご理解いただきたいと思っております。